

静岡労働局発表

平成 21 年 10 月 23 日

担  
当

職業安定部

職業対策課長 山本 立男

職業対策課長補佐 村田 政義

高齢者対策担当官 小出 新治

電話 054-271-9972

## 平成 21 年 6 月 1 日現在の高齢者の雇用状況について

～希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合は約 50%と着実に進展～

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）により、年金（定額部分）の支給開始年齢（現行 63 歳→平成 25 年 4 月から 65 歳）までの高齢者雇用確保措置を講じることが企業に義務づけられている。

静岡労働局では、高齢者雇用確保措置を定着させるとともに、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合及び企業の実情に応じた何らかの仕組みで 70 歳まで働ける企業の割合を平成 22 年度末を目途にそれぞれ 56%、24%とすることを目指し、取組を進めている。

今般、企業より報告された平成 21 年 6 月 1 日現在の高齢者雇用確保措置等の状況を集計し、その結果を取りまとめたので、公表する。

### 《ポイント》

#### 1 高齢者雇用確保措置等の実施状況

～ほとんどの企業が高齢者雇用確保措置を実施～

- 平成21年6月1日現在、31人以上規模の企業<sup>(注1)</sup>のうち、高齢者雇用確保措置<sup>(注2)</sup>の実施企業の割合は、94.6%
  - (51人以上規模の企業で97.0%（前年比0.7ポイント増加）
  - うち、中小企業<sup>(注3)</sup>は94.3%（51人～300人規模の企業で96.9%（前年比1.1ポイント増）
  - 大企業<sup>(注4)</sup>は97.5%（前年比1.9ポイント減）
- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業<sup>(注5)</sup>の割合は49.6%
  - (51人以上規模の企業で45.7%（前年比0.8ポイント増加）
  - うち、中小企業は51.7%（51人～300人規模の企業で48.5%（前年比0.4ポイント増）
  - 大企業は26.0%（前年比4.1ポイント増）
- 「70歳まで働ける企業」<sup>(注6)</sup>の割合は20.8%
  - (51人以上規模の企業で19.5%（前年比3.6ポイント増加）
  - うち、中小企業は21.5%（51人～300人規模の企業で20.4%（前年比3.6ポイント増）
  - 大企業は13.0%（前年比3.3ポイント増）

#### 2 高齢者雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

～高齢者の常用労働者数が大幅に増加～

- 60～64歳の常用労働者数は約39千人
  - ※ 51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、約21千人から約34千人に増加
- 65歳以上の常用労働者数は約17千人
  - ※ 51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、約8千人から約14千人に増加

### 3 今後の取組

- 高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対する強力な指導を行うことにより、引き続き、高年齢者雇用確保措置の定着を図る。
- 年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働ける企業のさらなる普及を図るとともに、65歳までの雇用の確保を基盤としつつ、何らかの形で65歳を超えて70歳まで働ける企業の増加を図る。

(注1) 法第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業4,406社について、集計(うち中小企業(31人~50人規模は1,520社、51~300人規模は2,525社)、大企業(301人以上規模)は361社)。なお、当該報告は昨年度まで51人以上規模の企業を集計対象としていたが、今年度から31人以上規模の企業とした。

(注2) 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定めを廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置(「高年齢者雇用確保措置」)を講じなければならない(法第9条第1項)。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年4月までに段階的に引き上げられる(現在は63歳)。

(注3) 中小企業とは常時雇用する労働者が31人~300人規模の企業。

(注4) 大企業とは常時雇用する労働者が301人以上規模の企業。

(注5) 65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業、希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業

(注6) 70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。なお、昨年度(平成20年6月1日現在)までの本報告の集計においては、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業の数値は含まれていない。

## 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 全体の状況

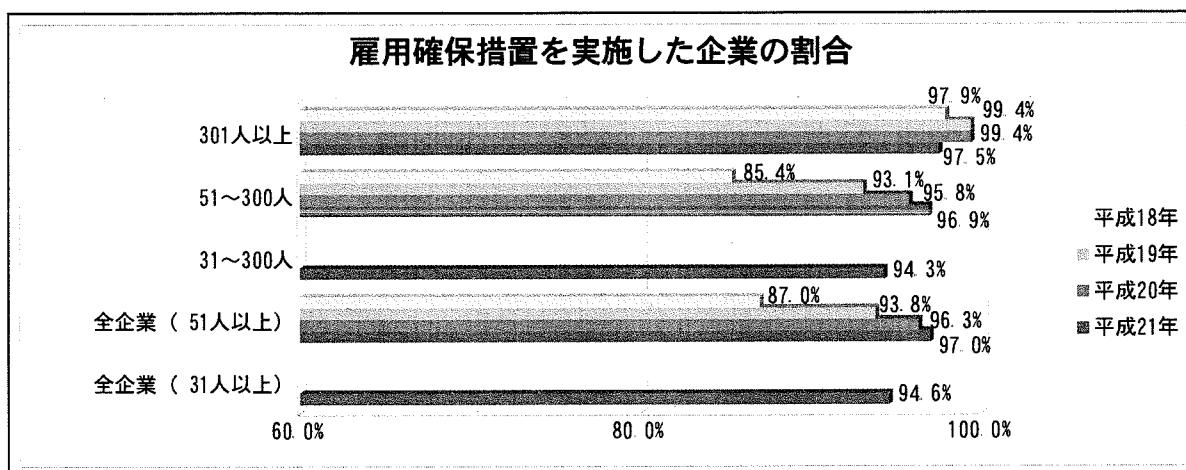
高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は94.6%（4,167社）（51人以上規模の企業で97.0%（2,799社）、前年比0.7ポイントの増加）となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は5.4%（239社）（51人以上規模の企業で3.0%（87社）、前年比0.7ポイントの減少）となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している（別紙表1）。

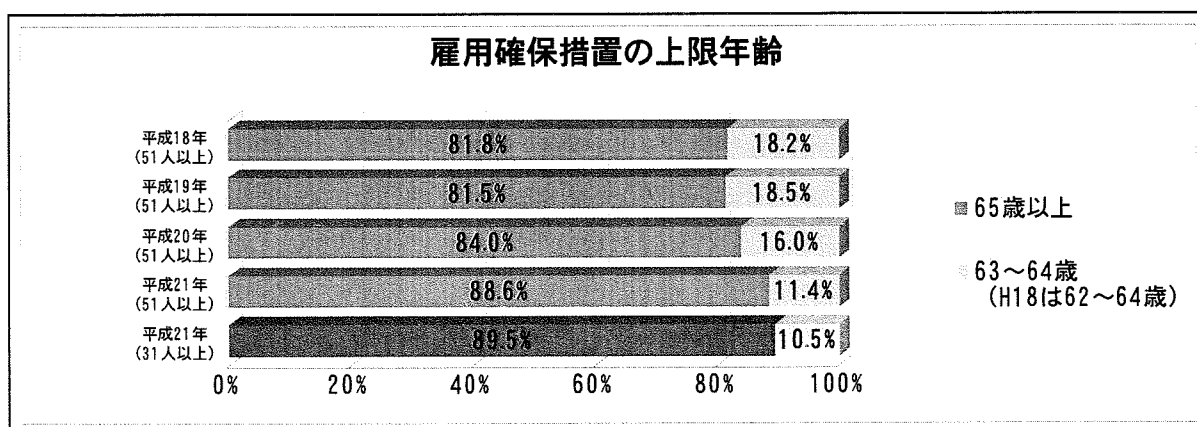
### (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では97.5%（352社）（前年比1.9ポイントの減少）、中小企業では94.3%（3,815社）（51人以上規模の企業で96.9%（2,447社）、前年比1.1ポイントの増加）となっており、大企業のほとんどが雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している（別紙表1）。



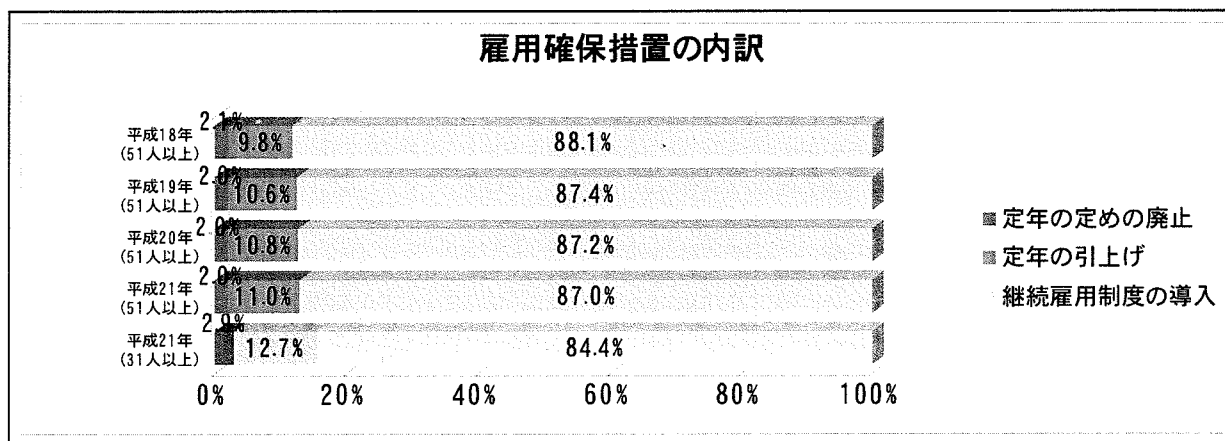
### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である63歳又は64歳を上限年齢とした企業は10.5%（436社）（51人以上規模の企業で11.4%（319社））となる一方、法の義務化スケジュールより前倒しして65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は89.5%（3,731社）（51人以上規模の企業で88.6%（2,480社）、前年比4.6ポイントの増加）となっている（別紙表3-1）。



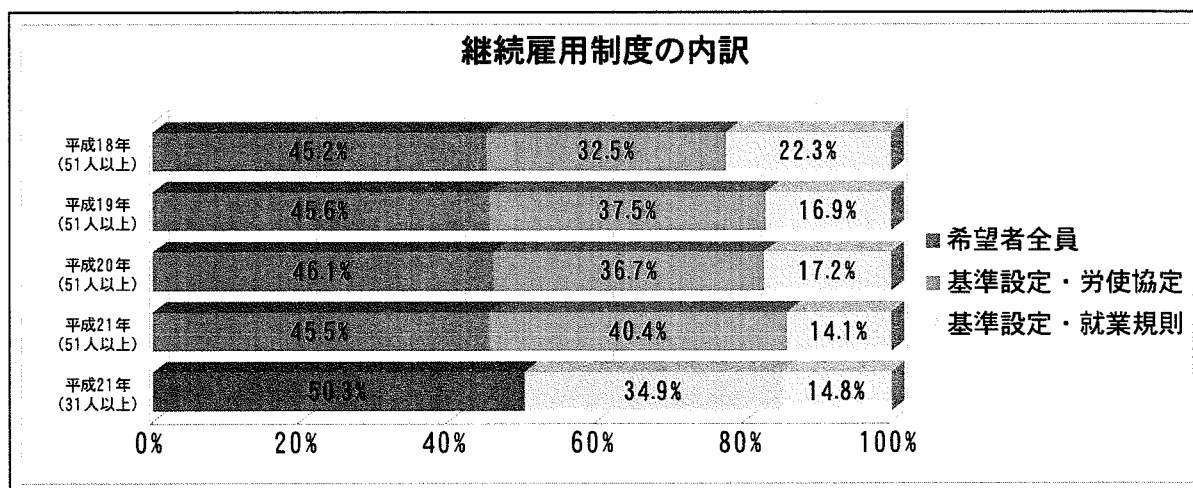
#### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定めの廃止」の措置を講じた企業は2.9%（122社）（51人以上規模の企業で2.0%（55社））、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は12.7%（528社）（51人以上規模の企業で11.0%（309社））、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は84.4%（3,517社）（51人以上規模の企業で87.0%（2,435社））となっている（別紙表3-2）。



#### (5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業（3,517社）のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は50.3%（1,768社）（51人以上規模の企業で45.5%（1,109社））、「対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は34.9%（1,228社）（51人以上規模の企業で40.4%（984社））、「労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は14.8%（521社）（51人以上規模の企業で14.1%（342社））となっている（別紙表3-3）。

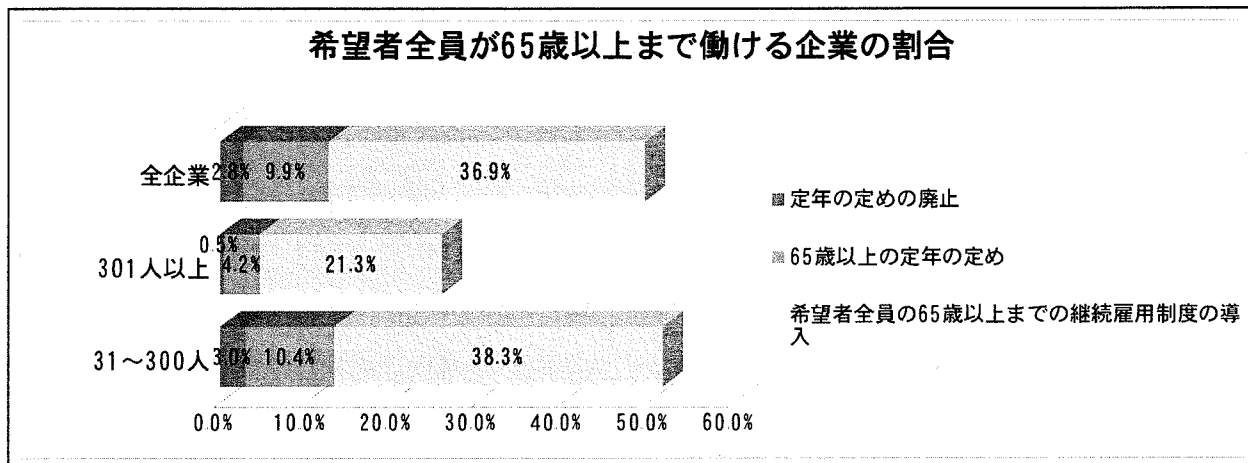


## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は49.6% (2,186社) (51人以上規模の企業で45.7% (1,319社)、前年比0.8ポイントの増加) となっている。

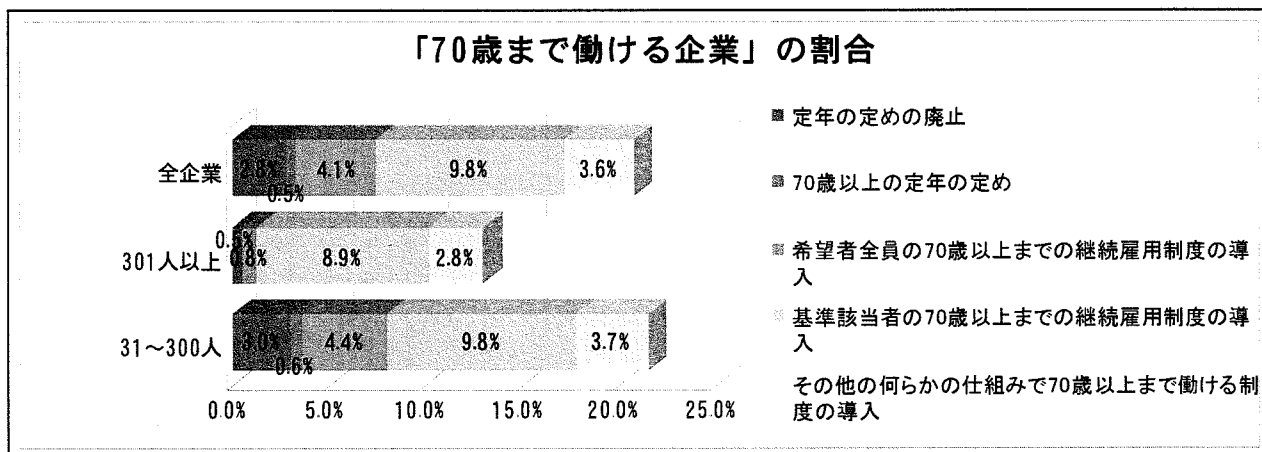
企業規模別に見ると、中小企業では51.7% (2,092社) (51~300人規模の企業で48.5% (1,225社)、前年比0.4ポイント増加)、大企業では26.0% (94社) (前年比4.1ポイント増加) となっている (別紙表4)。



### (2) 「70歳まで働ける企業」の割合

「70歳まで働ける企業」の割合は20.8% (917社) (51人以上規模の企業で19.5% (563社)、前年比3.6ポイントの増加) となっている。

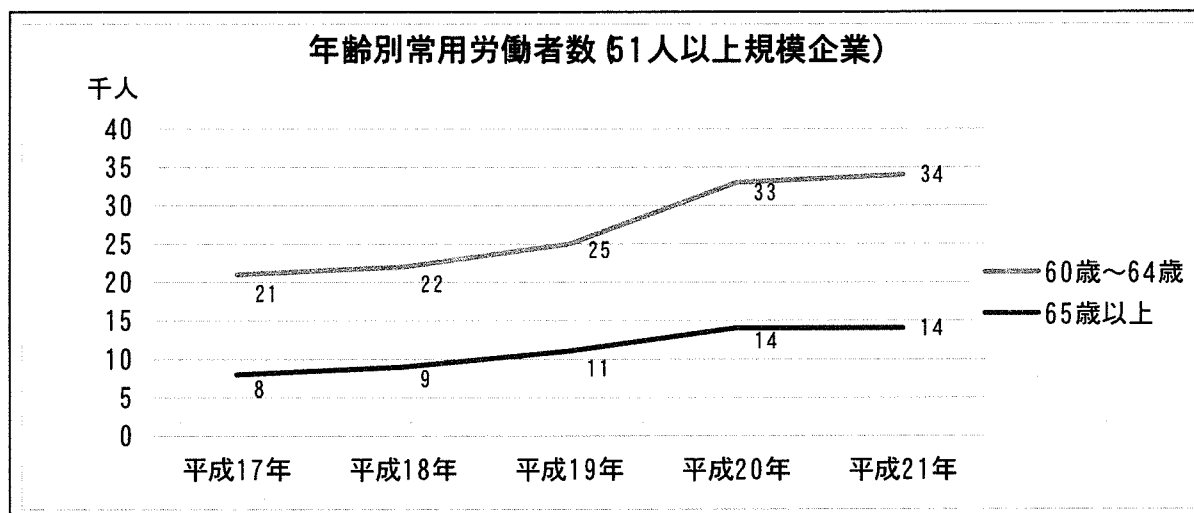
企業規模別に見ると、中小企業では21.5% (870社) (51~300人以上規模の企業で20.4% (516社) (前年比3.6ポイント増加)、大企業では13.0% (47社) (前年比3.3ポイント増加) となっている (別紙表5) (2頁 (注6) 参照)。



### 3 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

#### 常用労働者数の推移

- ・ 60歳～64歳の常用労働者数は39千人（51人以上規模の企業で、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、21千人から34千人へ13千人の増加（60%の増加））
- ・ 65歳以上の常用労働者数は17千人（51人以上規模の企業で、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、8千人から14千人へ6千人の増加（83.3%の増加））と、大幅に増加している（別紙表6）。



#### 定年到達予定者のうち継続雇用予定者の動向

定年到達予定者のうち継続雇用される予定の者の数（割合）は9千人（73.1%）（51人以上規模の企業で8千人（72.0%））と、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して大幅に増加（別紙表7）。

### 4 今後の取組

#### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

51人以上の規模の企業における雇用確保措置は着実に進展しているが、51人以上の未実施企業が87社あり、新たに調査対象とした31～50人規模の企業についても未実施企業が152社あることから、引き続き、労働局、各ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

#### (2) 希望者全員が65歳まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

#### (3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

	①実施済		②未実施		①+②合計	
31~300人	3,815		230		4,045	
	94.3%		5.7%		100.0%	
31~50人	1,368		152		1,520	
	90.0%		10.0%		100.0%	
51~300人	2,447 (2,485)		78 (108)		2,525 (2,593)	
	96.9% (95.8%)		3.1% (4.2%)		100.0% (100.0%)	
301人以上	352 (359)		9 (2)		361 (361)	
	97.5% (99.4%)		2.5% (0.6%)		100.0% (100.0%)	
企業数	4,167		239		4,406	
	94.6%		5.4%		100.0%	
	51人 以上	2,799 (2,844)	51人 以上	87 (110)	51人 以上	2,886 (2,954)
		97.0% (96.3%)		3.0% (3.7%)		100.0% (100.0%)

(注)( )内は、平成20年6月1日現在の数値。表1~5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合	
	31~50人	90.0%		10.0%
51~100人	96.5% (95.0%)		3.5% (5.0%)	
101~300人	97.6% (97.1%)		2.4% (2.9%)	
301~500人	97.8% (99.4%)		2.2% (0.6%)	
501~1000人	97.1% (99.1%)		2.9% (0.9%)	
1,001人以上	97.2% (100.0%)		2.8% (-)	
合計	94.6%		5.4%	
産業別	31人以上	51人以上	31人以上	51人以上
	農、林、漁業	83.3%	100.0% (100.0%)	16.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	100.0% (100.0%)	-	- (-)
建設業	95.5%	97.1% (96.9%)	4.5%	2.9% (3.1%)
製造業	95.2%	97.4% (97.2%)	4.8%	2.6% (2.8%)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	100.0% (100.0%)	-	- (-)
情報通信業	89.1%	96.8% (95.2%)	10.9%	3.2% (4.8%)
運輸、郵便業	94.5%	97.9% (96.6%)	5.5%	2.1% (3.4%)
卸売業、小売業	93.9%	96.2% (95.6%)	6.1%	3.8% (4.4%)
金融業、保険業	94.3%	96.8% (100.0%)	5.7%	3.2% (-)
不動産業、物品賃貸業	87.5%	90.0% (93.3%)	12.5%	10.0% (6.7%)
学術研究、専門・技術サービス業	92.1%	95.3% (-)	7.9%	4.7% (-)
宿泊業、飲食サービス業	95.0%	95.1% (93.8%)	5.0%	4.9% (6.2%)
生活関連サービス業、娯楽業	95.5%	96.3% (-)	4.5%	3.7% (-)
教育、学習支援業	95.8%	97.9% (97.9%)	4.2%	2.1% (2.1%)
医療、福祉	96.5%	97.7% (97.3%)	3.5%	2.3% (2.7%)
複合サービス事業	88.9%	96.3% (100.0%)	11.1%	3.7% (-)
サービス業(他に分類されたもの)	93.1%	96.4% (93.0%)	6.9%	3.6% (7.0%)
公務・その他	-	- (100.0%)	-	- (-)
合計	94.6%	97.0% (96.3%)	5.4%	3.0% (3.7%)

(注)( )内の-は、日本標準産業分類の変更により比較ができないため。

### 表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含定年制なし)	②63~64歳	①+②合計
31~300人	3,420 89.6%	395 10.4%	3,815 100.0%
31~50人	1,251 91.4%	117 8.6%	1,368 100.0%
51~300人	2,169 (2,118) 88.6% (85.2%)	278 (367) 11.4% (14.8%)	2,447 (2,485) 100.0% (100.0%)
301人以上	311 (271) 88.4% (75.5%)	41 (88) 11.6% (24.5%)	352 (359) 100.0% (100.0%)
企業数	3,731 89.5%	436 10.5%	4,167 100.0%
51人以上	2,480 (2,389) 88.6% (84.0%)	51人以上 319 (455) 11.4% (16.0%)	51人以上 2,799 (2,844) 100.0% (100.0%)

表3-2 雇用確保措置の内訳

	①定年の定め の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度 の導入	①+②+③合計
31~300人	120 3.1%	507 13.3%	3,188 83.6%	3,815 100.0%
31~50人	67 4.9%	219 16.0%	1,082 79.1%	1,368 100.0%
51~300人	53(57) 2.2% (2.3%)	288(289) 11.8% (11.6%)	2,106(2,139) 86.0% (86.1%)	2,447(2,485) 100.0% (100.0%)
301人以上	2 (1) 0.6% (0.3%)	21 (18) 6.0% (5.0%)	329 (340) 93.4% (94.7%)	352 (359) 100.0% (100.0%)
企業数	122 2.9%	528 12.7%	3,517 84.4%	4,167 100.0%
51人以上	55 (58) 2.0% (2.0%)	51人以上 309 (307) 11.0% (10.8%)	51人以上 2,435 (2,479) 87.0% (87.2%)	51人以上 2,799 (2,844) 100.0% (100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員	②基準該当者		①+②合計
31~300人	1,681 52.7%	1,507		3,188 100.0%
31~50人	659 60.9%	986 30.9%	521 16.4%	1,082 100.0%
51~300人	1,022 (1,059) 48.5% (49.5%)	742 (693) 35.2% (32.4%)	342 (387) 16.3% (18.1%)	2,106 (2,139) 100.0% (100.0%)
301人以上	87 (84) 26.4% (24.7%)	242 (256)		329 (340) 100.0% (100.0%)
51人以上	1,768 50.3%	1,228 34.9%	521 14.8%	3,517 100%
51人以上	1,109(1,143) 45.5% (46.1%)	1,326 (1,336)		51人以上 2,435 (2,479) 100.0% (100.0%)
51人以上	51人以上 984 (909) 40.4% (36.7%)	51人以上 342 (427) 14.1% (17.2%)	51人以上 342 (427) 14.1% (17.2%)	51人以上 2,435 (2,479) 100.0% (100.0%)

※ 301人以上規模の企業においては、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定によらず就業規則等で定めることができるとする経過措置は平成21年3月31日が終期となっていることから、就業規則で基準を定めている企業(9社)については、雇用確保措置未実施企業とみなされるため、本欄には計上されていない。



**表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合**

	定年の定めの廃止	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用	合計	報告した すべての企業
31~300人	120	423	1,549	2,092	4,045
	3.0%	10.4%	38.3%	51.7%	100.0%
31~50人	67	189	611	867	1,520
	4.4%	12.4%	40.2%	57.0%	100.0%
51~300人	53 (57)	234 (233)	938 (956)	1,225 (1,246)	2,525 (2,593)
	2.1% (2.2%)	9.3% (9.0%)	37.1% (36.9%)	48.5% (48.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	2 (1)	15 (11)	77 (67)	94 (79)	361 (361)
	0.5% (0.3%)	4.2% (3.0%)	21.3% (18.6%)	26.0% (21.9%)	100.0% (100.0%)
企業数	122	438	1,626	2,186	4,406
	2.8%	9.9%	36.9%	49.6%	100.0%
51人 以上	55 (58)	249 (244)	1,015 (1,023)	1,319 (1,325)	2,886 (2,954)
	1.9% (2.0%)	8.6% (8.3%)	35.2% (34.6%)	45.7% (44.9%)	100.0% (100.0%)

**表5 「70歳まで働ける企業」の割合**

	定年の定めの廃止	70歳以上定年	継続雇用			合計	報告した すべての企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の 制度で 70歳以上		
31~300人	120	25	177	399	149	870	4,045
	3.0%	0.6%	4.4%	9.8%	3.7%	21.5%	100.0%
31~50人	67	16	86	127	58	354	1,520
	4.4%	1.0%	5.7%	8.4%	3.8%	23.3%	100.0%
51~300人	53 (57)	9 (6)	91 (88)	272 (285)	91	516 (436)	2,525 (2,593)
	2.1% (2.2%)	0.3% (0.2%)	3.6% (3.4%)	10.8% (11.0%)	3.6%	20.4% (16.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	2 (1)	0 (-)	3 (6)	32 (28)	10	47 (35)	361 (361)
	0.5% (0.3%)	- (-)	0.8% (1.7%)	8.9% (7.7%)	2.8%	13.0% (9.7%)	100.0% (100.0%)
企業数	122	25	180	431	159	917	4,406
	2.8%	0.5%	4.1%	9.8%	3.6%	20.8%	100.0%
51人 以上	55 (58)	9 (6)	94 (94)	304 (313)	101	563 (471)	2,886 (2,954)
	1.9% (1.9%)	0.3% (0.2%)	3.3% (3.2%)	10.5% (10.6%)	3.5%	19.5% (15.9%)	100.0% (100.0%)

(注)「合計」欄の本年度の数値には、「その他の制度で70歳以上」(企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことのできる制度)を含むが、( )内の昨年6月の数値には、当該制度を含まない。

**表6 年齢別常用労働者**

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成17年	518,094人(100.0)	21,164人(100.0)	7,504人(100.0)
平成18年	538,510人(103.9)	22,054人(104.2)	9,017人(120.2)
平成19年	561,874人(108.4)	25,136人(118.8)	10,631人(141.7)
平成20年	605,121人(116.8)	32,527人(153.7)	13,575人(180.9)
平成21年 (51人以上)	586,685人(113.2)	33,853人(160.0)	13,755人(183.3)
平成21年 (31人以上)	646,810人	39,112人	16,577人

(注) ( )内は平成17年を100とした場合の比率

**表7 定年到達予定者等の状況**

	定年到達予定者	定年による離職予定者			未定
		継続雇用予定者	基準に該当しないことによる離職予定者	基準に該当しないことによる離職予定者	
平成17年	7,286人(100.0%)	3,903人(53.6%)	3,383人(46.4%)		
平成18年	9,428人(100.0%)	6,983人(74.1%)	2,445人(25.9%)		
平成19年	11,118人(100.0%)	8,598人(77.3%)	2,407人(21.7%)	113人(1.0%)	
平成20年	11,768人(100.0%)	8,535人(72.5%)	2,156人(18.3%)	130人(1.1%)	947人(8.1%)
	(参考) 11,768人(100.0%)	9,482人(80.6%)	2,156人(18.3%)	130人(1.1%)	
平成21年 (51人以上)	10,983人(100.0%)	7,909人(72.0%)	2,025人(18.4%)	251人(2.3%)	798人(7.3%)
	(参考) 10,983人(100.0%)	8,707人(79.3%)	2,025人(18.4%)	251人(2.3%)	
平成21年 (31人以上)	12,397人(100.0%)	9,068人(73.1%)	2,196人(17.7%)	273人(2.2%)	860人(7.0%)
	(参考) 12,397人(100.0%)	9,928人(80.1%)	2,196人(17.7%)	273人(2.2%)	

(注) 平成20年度から、定年到達予定者のうち継続雇用予定者かどうか未定の者については、別途計上することとした。それ以前の継続雇用予定者かどうか未定の者については、継続雇用予定者に含むこととしており、平成20年について、これと同様の算出方法とすると参考のとおりとなる。